

平成15年(不再)第64号関西大学(雇止め等)不当労働行為事件

平成15年(不再)第65号関西大学(仮処分申立て)不当労働行為事件

再審査申立人 大阪教育合同労働組合

再審査被申立人 学校法人関西大学

平成16年6月11日

中央労働委員会会長殿

再審査被申立人代理人

弁護士 俵 正市

弁護士 重 宗次郎

最 終 陳 述 書

再審査被申立人においては、当審答弁書(第64号事件)第3記載の主張反論を引用するものであるが、再審査申立人が当審において新たに提出した甲第30及び31各号証につき、以下のとおり反論する。

- 1 再審査申立人は、甲第30及び31各号証提出の立証趣旨を、「第1回及び第2回各団交において非常勤講師規程制定・契約書方式への転換について被申立人が事前に説明していない事実」としている。
- 2 しかしながら、再審査被申立人は、第1回団交の冒頭で、「11月27日付の団体交渉申入書にあります要求事項」に関し、再審査申立人に対し「補足説明」を求めたところ、同申立人は「1番目のこの規程、講師規程というものを組合員は見たことがないということなので、就業規則の一部になっていると思いますの

で、それをお示し願いたいと思います。」と答え、同被申立人は「1点目につきましては、これは当然提示したいと思いますので、今ということによろしゅうございますか。では。」と対応し、非常勤講師規程を提示（手交）した（甲第30号証，1～2頁参照）ほか、他の上記「要求事項」6項目に関する交渉の過程において、非常勤講師の勤務条件や契約態様に関し言及していることに照らせば、同申立人の上記立証趣旨は誤解にもとづくものといわなければならない。このことは、第2回団交においても同様である（以上，甲第30及び31各号証参照）。

3 以上のごとく、再審査申立人は、第1回団交前から非常勤講師規程に関する情報を得、これを団交事項としていること、そして、これを前提に上記団交での質疑等がなされていること等に鑑みれば、上記「事前説明」をなしたと評し得るのである。

4 それ故にこそ、初審命令においても、同様の事実認定をなしているのである（同命令「第3，5(1)及び(2)」参照）。

以 上